

平成29年度決算に係る

定期監査調書

平成30年4月

鳥取県西部県税事務所

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1 頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1 頁
3	組織及び業務調べ	1 頁
4	職員の定員、現員調べ	2 頁
5	役付職員の調べ	2 頁
6	主な事業に関する調べ	3 頁
7	収入証紙取扱額調べ	9 頁
8	収入事務処理状況調べ	11 頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	14 頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	18 頁
11	不納欠損額調べ	20 頁
11-2	延滞金の処理	21 頁
12	負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ	22 頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	24 頁
14	財産に関する調べ	24 頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	24 頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	24 頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	24 頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	寄附物件の受納状況調べ	24 頁
19	備品の処分状況調べ	25 頁
20	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	25 頁
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	
	(2) 物品の照合	
○	意見、要望等	26 頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし。

(2) 監査意見

該当なし。

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項（口頭指摘を含む。）に対する処理状況

該当なし。

3 組織及び業務調べ

課 名	係（担当）名	課 の 主 な 所 掌 事 務
収 税 課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関すること。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納、過誤納金の還付又は充当に関すること。 ・ 納税貯蓄組合の指導に関すること。 ・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関すること。
	徴収第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税以外）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。 ・ 鳥取県地方税滞納整理機構西部支部に関すること。 ・ 地方税法第48条の徴取引継（個人住民税）に関すること。 ・ 徴収スタッフネットに関すること。
	徴収第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。
	徴収第三担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（自動車税）に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関すること。
課 税 課	事業税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（法人県民税、法人事業税、個人事業税、狩猟税及び地方法人特別税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
	間税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（軽油引取税及びゴルフ場利用税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
	不動産取得税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税（不動産取得税）に係る徴収金の賦課、課税免除及び減免並びに犯則取締りに関すること。
日野支所（本務：西部総合事務所 日野振興センター日野振興局地域振興課）		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る周知宣伝に関すること。 ・ 県税に係る徴収金の督促及び収納に関すること。 ・ 納税証明書の交付及び申告書等の受理に関すること。

4 職員の定員、現員調べ

(平成30年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
	当該年度	29.4.1現在	当該年度	29.4.1現在	当該年度	29.4.1現在	当該年度	29.4.1現在	
定員	31	31					31	31	
現員	(1) 31	() 32	()	()	()	()	(1) 31	() 32	29.8.8育児休業1 30.4.1職員欠員1
過不足(△)	0	1					0	1	
臨時職員									
非常勤職員	7	6					7	6	事務6、職員欠員代替1 29.12.25育児休業1

5 役付職員の調べ

(平成30年4月1日現在)

職名	氏名	在職期間		備考
		年	月	
所長	手嶋正生	0	0	
副所長 (兼) 収税課長	長谷川聡	1	0	出納員 2年0月
収税課 課長補佐	山本英治	1	0	2年0月
収税課 課長補佐	権田高博	1	0	
課税課長	二岡裕明	1	0	2年0月
課税課 課長補佐	西山義雄	1	0	
日野支所長	(兼) 坂本浩彰	1	0	
日野支所 課長補佐	(兼) 藤井理恵	0	0	

6 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
未収金の徴収対策について	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県における財政事情が極めて厳しい中、「税負担の公平性」・「税収の効率的な確保」・「自主納付の促進」を業務の中核と位置づけて、貴重な自主財源である県税収入の最大限の確保を目指す。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・督促状発付後は速やかに財産調査及び調査結果分析に着手し、必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わず、滞納処分または納税緩和措置を原則として滞納整理を実施した。 <p>イ 平成29年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税の給与照会予告文書を取りやめ、給与照会文書を早く送付することで、早期の滞納処分を執行し、効率的な滞納整理を実施した。 ・年金受給者、一括納付約束者について給与等の差押承諾書と一緒に「債務承認及び(分割)納付誓約書」を提出させることで、安易な納付約束を無くし、約束不履行の場合には承諾書に基づいて厳正な滞納処分などを行った。 ・財産調査結果について、情報の共有化及び滞納整理を効率良く実施するためにファイリングを行い、次年度以降も情報を有効活用し、新税務システム稼働後もスムーズにデータが移行出来るよう取り組んだ。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産を有する者に対し、早期に財産を発見し、給与等差押の滞納処分を行うことにより、滞納件数の圧縮を図った。 <p>(給与差押件数 H28.12月末 52件 → H29.12月末 63件 前年比11件増)</p> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験の浅い職員でも平準的な業務が行うことができ、システムチックに処理できるよう業務の見直し等を行ってきたが、指導的立場にある係長以上の職員には知識経験を有する人材が求められる。しかし、現在の異動サイクルは約3年の短期間で異動になるため、後継者が育ちにくい環境にある。幅広い税務専門知識を習得し経験を活かすことにより、税務環境の変化に的確に対応する能力を伸ばすことが高い徴収率へと繋がるため、今後の人材育成が課題である。 ・前年度の手法の見直しを行い、色々な情報を参考にしながら、新しい取組みを実施し業務改善をしている。最善の方法で県税収入の最大限の確保を目指し、業務の見直しと検証を繰り返し実施する必要がある。 				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
個人県民税の徴収対策について (市町村連携)	—			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
<p>(概要)</p> <p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に実施された三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲により、個人住民税の調定額が大幅に増加し、運動して滞納額も増えたためその滞納額の圧縮を図ることが県税収入の確保につながる。 <p>(イ) 事業の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 県と市町村職員に併任辞令を発令して相互協力体制の下に連携し、個人住民税をはじめとする地方税の収入確保を図るとともに、管内市町村職員の徴収能力向上の支援を実施した。 地方税法第48条による県への徴取引継について、個人住民税対策の早期効果を図る最も有効な手法との認識のもと、管内市町村を対象に一定規模(滞納額上位の者)の事案引受を実施。未済額の圧縮をより一層図るため、管内市町村と連携を図りながら様々な施策を展開し取組強化を図った。 地方税法第48条……市町村が徴収する個人住民税が滞納となった場合に、市町村に代わって県が滞納整理する仕組みを規定。 <p>イ 平成29年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法第46条の規定及び地方税滞納整理機構相互併任を活用し、個人住民税滞納事案の徴収方針会議を西伯郡と日野郡のグループに分けて開催し、各町村から提出された事案の検討・方針の決定を行い、滞納整理の進捗を図った。西伯郡の会議には、米子市及び境港市の職員も参加し、他市町村の取組状況等の情報共有が図られ、市町村との協同連携の更なる促進に取り組んだ。 地方税法第46条……市町村長に対し、当該市町村に係る個人住民税の賦課徴収課徴収に関する事項の報告を請求することができる。 固定資産税や国民健康保険料(税)等の全税目を対象とした滞納事案に係る債権整理を要望のあった市町村において実施。県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類(滞納処分か徴収緩和)をし、処理を進める手法を実施することで、ひいては個人住民税の収納額向上に繋がる。 <p>ウ 成果及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方税法第48条の引受件数及び引受金額を前年度に比べ増やし、徴収率の向上に寄与した。市町村の職員と情報を共有して滞納者ごとにケース検討・処理方針を立てることで、効率的で実効性を伴う滞納整理を実施した。市町村にとっては困難事案等を引き継ぐことにより、他の滞納事案により注力する事が出来、収納率の向上に寄与している。 				

○地方税法第48条関係事案

H29年度 引受人数 126人、引受件数 1,479件、引受金額 60,851千円
(徴収実績 494件、21,945千円)・・・平成30年1月末現在
H28年度 引受人数 107人、引受件数 1,449件、引受金額 46,239千円
(徴収実績 801件、25,556千円)

- ・個人住民税滞納事案の徴収方針会議を西伯郡グループと日野郡グループに分け、2か月に1回の程度で開催。近隣市町村との情報交換や滞納整理の取組等を確認することで協同連携を推進した。
- ・滞納事案に係る債権整理により、整理方針の確定していない事案等について、県の徴収方針を基本として、組織的に債権の分類を進め、進捗管理を行うことで、滞納額の圧縮を図った。

工 課 題

- ・市町村では、各滞納事案について明確な処理方針を定めず、年々滞納額が累積しているケースが散見される。また、個人住民税徴収方針会議で方針を決定しても人員や滞納整理に関する知識・経験の不足から処理が進まない場合や管内市町村間で取組意識に温度差があるため、一律に効果を望むことは困難な状況であり、今後も継続的に支援していく必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
徴収スタッフネット研究会の取り組みについて(地方税務職員人材育成)	-			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				
(概要)				
ア 目的及び事業の実施状況				
(ア) 目的				
・平成18年度から西部圏域の徴収担当者間の連携と融和を図り、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化のため、管内県市町村の実情や要望に応じた研修会等を開催している。				
(イ) 事業の実施状況				
開催日	名称	研修テーマ	参加者	
H29. 6. 30	総会 第1回	演習問題、意見交換会「滞納処分の一部停止について」、講義「広域連合の滞納整理術」	45人	
H29. 9. 1	第2回	講義「地方税滞納整理の現状と課題」	105人	
H29. 12. 1	第3回	事例検討、講義「基礎的な滞納整理の手続きについて」、「タイヤロック実演会」、意見交換会「今後の徴収組織の在り方について」	32人	
イ 平成29年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点				
・より深い専門知識を習得するため、県外有名講師を招いての講演会や、タイヤロック実演会のマスコミ報道等を行った。				
・意見交換会に外部講師をオブザーバーとして参加してもらい、日頃疑問に思っていること等、情報交換の場所として提供した。				
・研究会のうち1回は境港市の企画によって実施することで、より市町村の要望に沿った内容になるよう取り組んだ。				
ウ 成果及び効果				
・意見交換会について他市町村の考え方や対応等の取組が分かり参考になったとアンケートの回答もあり、情報交流の円滑化が図れた				
・県外有名講師を招いて講演会を開催することで、徴収等に関する知識及び意識の向上を図ることができた。				
エ 課題				
・市町村により滞納処分に温度差があるため、どの市町村にも積極的に参加してもらえよう研修内容に工夫が必要である。				
・徴収技術向上の研修にするため、外部研修等で入手した新しい素材を研修に取り入れ、新しいメニューを提供していく工夫が必要である。				
・研修を通じて職員個々の技術や能力は高まってきているが、専任職員が少ない町村にあっては、人事異動により、同じ徴収レベルが継続されないなどの実態がある。町村(首長)の滞納整理への理解が必要である。				
・境港市の企画により研究会を1回実施したが、依然として県が主体的に運営している状況であるため、運営方法について市町村と検討を進める必要がある。				

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
家屋評価担当職員の相互併任及び非木造家屋の評価事務の移管推進について	-			
鳥取元気プロジェクト				
元気づくり総合戦略				

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

市町村が評価した木造家屋について、県は評価額に基づき不動産取得税の賦課を行っているが、この際、納税者から木造家屋の評価内容等についても説明を求められる場面が多い(固定資産税の非木造家屋の賦課においても同様)。このことから、当所と米子市の間で本年度より家屋評価担当職員の相互併任を実施し、県職員が木造家屋、市職員が非木造家屋の調査・評価技術の習得を行い、より高いレベルの説明責任を果たすことを目的とする。

また、当所は東部県税に対し、家屋評価事務量が大きく時間外発生の要因となっている。米子市への非木造家屋の評価事務移管を進め、東部県税並みの評価分担に近づけることで職員の負担軽減を図る。

[評価分担比較表]

区分	米子市・西部県税	鳥取市・東部県税
市の評価分担	木造、軽量鉄骨プレハブ造の居宅・共同住宅	木造、軽量鉄骨プレハブ造の居宅・共同住宅、 <u>100㎡未満の非木造家屋</u>
県の評価分担	上記以外	上記以外
H28県評価件数	177件	80件
県評価担当者数	4名	4名

※東部と同様の評価分担とした場合(平成28年度評価)

・米子市への評価移管対象は28件

※全国的に市町村において200㎡未満を評価

(イ) 事業の実施状況

- ・相互研修6回
- ・木造家屋調査20件(居宅)
- ・非木造家屋調査15件(150㎡以下の事務所・店舗・倉庫)
- ・家屋評価計算12回(半日9回・終日3回)
【評価計算システム 米子市…HOUSAS・鳥取県…エクセルシート】
- ・償却資産調査4件

イ 平成29年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点
新規事業のため該当なし。

ウ 成果及び効果

県における木造家屋に係る不動産取得税の賦課の際、木造家屋の評価内容についても相互併任業務に従事したことで、納税者に対するより高いレベルの説明責任を果たすことに繋がった。

※固定資産税の非木造家屋の賦課においても同様

また、従前は非木造と木造家屋を同時に新築した場合等、県・市が別々に調査に出向き、県民・行政ともにロスが生じていたが、相互併任評価によりロスが解消され、事務の効率化が図られるとともに県民の利便性の向上に繋がった。

※非木造家屋と木造家屋の同時調査 15 件

※非木造家屋と償却資産の同時調査 4 件

エ 課 題

相互併任の開始により、家屋評価における当所と米子市間の協力体制は一定の成果を上げ、信頼関係を構築することができた。この協力体制のもと緊密な連携を維持しつつ、非木造家屋の評価事務の移管に向けたスケジュール協議を行う必要がある。

また、境港市においても米子市と同様の緊密な連携を図り、評価事務の移管を進めていく必要がある。

※東部と同様の評価分担とした場合（平成28年度評価）

・境港市への評価移管対象は27件

※「家屋評価職員相互併任実施要領」に基づき平成30年2月に、併任職員による意見交換会を開催し、今年度業務の効果検証と来年度に向けた課題等について検討を予定。

7 収入証紙取扱額調べ

(平成29年12月31日現在)

目	収入科目		件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考		
	節	目				細節		
狩猟税	現年課税分		23	16,500	379,500	① 県民税の所得割額を納める人		
			2	11,000	22,000	② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ③ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	第一種銃猟免許の登録を受ける者	
			41	8,200	336,200	⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人		
			4	5,500	22,000	⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑧ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑨ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	網又はわな猟免許の登録を受ける者	
			8	5,500	44,000	⑩ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人		第二種銃猟免許の登録を受ける者
			12	8,200	98,400	⑪ 県民税の所得割額を納める人 ⑫ ⑪の人の控除対象配偶者、扶養親族		
			1	5,500	5,500	⑬ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑭ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑮ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	第一種銃猟免許の許可捕獲者(許可)	
			4	4,100	16,400	⑯ ⑮の人のうち農林水産業に従事する人		
			0	2,700	0	⑰ 県民税の所得割額を納める人 ⑱ ⑰の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑲ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑳ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	網又はわな猟免許の許可捕獲者(許可)	
			0	2,700	0	㉑ ⑳の人のうち農林水産業に従事する人		第二種銃猟免許の許可捕獲者(許可)

目	収入科目		件数	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考	
	節	細節					
狩猟税	現年課税分		49	8,200	401,800	① 県民税の所得割額を納める人 ② ①の人の控除対象配偶者、扶養親族 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ③ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ④ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	
			12	5,500	66,000	第一種銃猟免許の許可捕獲者(従事者)	
			123	4,100	504,300	⑤ ②の人のうち農林水産業に従事する人 ⑥ 県民税の所得割額を納める人 ⑦ ⑥の人の控除対象配偶者、扶養親族	
			31	2,700	83,700	網又はわな猟免許の許可捕獲者(従事者) ⑧ 県民税の所得割額を納めなくてよい人で、 ⑨ 控除対象配偶者、扶養親族でない人(世帯主など) ⑩ 県民税の所得割額を納めなくてよい人の控除対象配偶者、 扶養親族	
			2	2,700	5,400	⑪ ⑦の人のうち農林水産業に従事する人 第二種銃猟免許の許可捕獲者(従事者)	
			312		1,985,200		
			312		1,985,200		
					490,800		
					48	19,200	
					1,275		510,000
	目計		1,275		510,000		
	合計		1,587		2,495,200		
総務手数料	目計	納税証明書 交付手数料	1,227	400			
		免税軽油使用者 証交付手数料	48	400			
		計(節)	1,275			510,000	
		目計	1,275			510,000	
	合計		1,587		2,495,200		

8 収入事務処理状況調べ
 (1) 分担金及び負担金
 該当なし。

(2) 使用料
 該当なし。

(3) 手数料
 (平成29年12月31日現在)
 (単位:円)

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
	節	目							
総務手数料	徴税手数料	納税証明 交付手数料	45	18,000	18,000	0	0	地方税法 鳥取県税条例第16条	
		免稅輕油使用 者 証交付手数料	0	0	0	0	地方税法 鳥取県税条例第134条の34		
	計(節)	45	18,000	18,000	0	0			
	目計		45	18,000	18,000	0	0		
	合計		45	18,000	18,000	0	0		

(4) 財産収入
 該当なし。

(平成29年12月31日現在)
(単位:円)

(5) 諸収入

目	収入科目		件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令等	備考
	節	細節							
延滞金	延滞金		1,090	23,820,297	10,001,717	0	13,818,580	地方税法 鳥取県税条例第9条 同条例第10条	
		計(節)	1,090	23,820,297	10,001,717	0	13,818,580		
	目計		1,090	23,820,297	10,001,717	0	13,818,580		
加算金	加算金		80	4,467,610	1,391,596	0	3,076,014	地方税法 鳥取県税条例第71条の14 同条例第72条の46、47 同条例第90条	
		計(節)	80	4,467,610	1,391,596	0	3,076,014		
	目計		80	4,467,610	1,391,596	0	3,076,014		
地方法人特別税	地方法人特別税			625,299,353	617,793,215	0	7,506,138	地方法人特別税等に関する 暫定措置法	
		計(節)		625,299,353	617,793,215	0	7,506,138		
	目計			625,299,353	617,793,215	0	7,506,138	鳥取県情報公開条例	
雑入	雑入	コピー代	173	4,780	4,780	0	0		
		計(節)	174	7,580	7,580	0	0		自動車税の還付金 誤払いによるもの
	目計		174	7,580	7,580	0	0		
	合計		1,344	653,594,840	629,194,108	0	24,400,732		

(6) 現金の取扱状況
ア 現金取扱状況

(平成29年12月31日現在)

収入科目(節)	収入済額(円)	件数(件)	備考
県税	193,224,427	2,732	
使用料及び手数料(徴税手数料)	18,000	45	
諸収入(雑入)	4,780	173	
合計	193,247,207	2,950	

イ つり銭の状況

(平成29年12月31日現在)

つり銭の有無	有り	つり銭の額(円)
		88,300

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金(平成20年12月31日現在)

① 過年度分

年度 区分	税目	前年度からの繰越				当該年度						備考	
		過年度未収額 円	件数	繰越後の未収額 円	件数	課税法 規定額 円	件数	収入額 円	件数	不納欠損額 円	件数		未収額 円
24 年度 以前	法人県民税	(4,239,509)	(30)	(4,239,509)	(30)	(4,239,509)	(30)	(260,000)	(30)	()	()	(3,979,509)	(30)
	個人事業税	(4,239,509)	(30)	(4,239,509)	(30)	(4,239,509)	(30)	(260,000)	(30)	()	()	(3,979,509)	(30)
	法人事業税	(1,206,600)	(3)	(1,206,600)	(3)	(1,206,600)	(3)	(300,000)	(3)	()	()	(906,600)	(2)
	不動産取得税	(1,882,780)	(18)	(1,882,780)	(18)	(1,882,780)	(18)	(300,000)	(18)	()	()	(1,582,780)	(17)
	自動車税	(141,200)	(7)	(141,200)	(7)	(141,200)	(7)	(27,000)	(7)	()	()	(114,200)	(6)
	計	(5,587,309)	(40)	(5,587,309)	(40)	(5,587,309)	(40)	(587,000)	(40)	()	()	(5,000,309)	(38)
25 年度	法人県民税	(21,000)	(1)	(21,000)	(1)	(21,000)	(1)	()	(1)	()	()	(21,000)	(1)
	個人事業税	(550,700)	(6)	(550,700)	(6)	(550,700)	(6)	()	(6)	()	()	(550,700)	(6)
	法人事業税	(5,929,472)	(6)	(5,929,472)	(6)	(5,929,472)	(6)	(620,000)	(6)	()	()	(5,309,472)	(6)
	不動産取得税	(73,800)	(2)	(73,800)	(2)	(73,800)	(2)	(620,000)	(2)	()	()	(73,800)	(2)
	自動車税	(1,053,696)	(35)	(1,053,696)	(35)	(1,053,696)	(35)	()	(34)	()	()	(1,025,100)	(34)
	計	(7,628,668)	(50)	(7,628,668)	(50)	(7,628,668)	(49)	(620,000)	(49)	()	()	(6,980,072)	(49)
26 年度	法人県民税	(63,000)	(3)	(63,000)	(3)	(63,000)	(3)	()	(3)	()	()	(63,000)	(3)
	個人事業税	(4,033,400)	(10)	(4,033,400)	(10)	(4,033,400)	(10)	()	(10)	()	()	(4,033,400)	(10)
	法人事業税	(44,025,700)	(3)	(44,025,700)	(3)	(44,025,700)	(3)	()	(3)	()	()	(44,025,700)	(3)
	不動産取得税	(761,600)	(23)	(761,600)	(23)	(761,600)	(21)	()	(21)	()	()	(682,100)	(21)
	自動車税	(48,804,200)	(39)	(48,804,200)	(39)	(48,804,200)	(37)	()	(37)	()	()	(48,804,200)	(37)
	計	(48,883,700)	(39)	(48,883,700)	(39)	(48,804,200)	(37)	()	(37)	()	()	(48,804,200)	(37)

年度 区分	税目	前年度からの 繰越				当該年度				翌年度繰越		備考
		前年度 未収額	件数	繰越後 の減額	件数	減額後 の定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	
27 年度	法人県民税	(309,953)	(9)	()	(9)	(309,953)	(207,798)	(4)	()	(102,155)	(5)	
		(309,953)	9	()	(9)	(309,953)	207,798	4	()	102,155	5	
		(66,500)	3	()	(3)	(66,500)	20,000	()	()	46,500	3	
	個人事業税	(66,500)	3	()	(3)	(66,500)	20,000	()	()	46,500	3	
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	
	法人事業税	(923,800)	(1)	()	()	(923,800)	()	()	()	(923,800)	(1)	
		(2,204,500)	2	(1,280,700)	(1)	(923,800)	()	()	()	(923,800)	(1)	
不動産取得税	(2,000,731)	(57)	(181,000)	(3)	(2,019,731)	(337,565)	(8)	()	(1,682,166)	(46)		
	(2,200,731)	57	(181,000)	3	(2,019,731)	337,565	8	()	1,682,166	46		
自動車税	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
ゴルフ場利用税	(3,500,984)	(70)	(181,000)	(3)	(3,319,984)	(565,363)	(12)	()	(2,754,621)	(55)		
	(4,281,684)	71	(1,461,700)	4	(3,319,984)	565,363	12	()	2,754,621	55		
計	(645,541)	(17)	()	()	(645,541)	(187,368)	(10)	()	(458,173)	(7)		
	(645,541)	17	()	()	(645,541)	187,368	10	()	458,173	7		
法人県民税	(1,865,700)	(12)	()	()	(1,865,700)	(563,900)	(7)	()	(1,301,800)	(5)		
	(1,865,700)	12	()	()	(1,865,700)	563,900	7	()	1,301,800	5		
個人事業税	(952,419)	(3)	()	()	(952,419)	()	()	()	(952,419)	(3)		
	(952,419)	3	()	()	(952,419)	()	()	()	952,419	3		
法人事業税	(3,584,100)	(7)	()	()	(3,584,100)	(1,017,100)	(6)	()	(2,567,000)	(1)		
	(3,593,700)	8	()	()	(3,593,700)	1,017,100	6	()	2,567,000	1		
不動産取得税	(4,837,416)	(128)	(119,200)	(2)	(4,718,216)	(1,224,216)	(38)	()	(3,494,000)	(88)		
	(4,837,416)	128	(119,200)	2	(4,718,216)	1,224,216	38	()	3,494,000	88		
自動車税	(11,885,176)	(167)	(119,200)	(2)	(11,765,976)	(2,992,584)	(61)	()	(8,773,392)	(104)		
	(11,884,776)	168	(119,200)	2	(11,765,976)	2,992,584	61	()	8,773,392	104		
計	(1,039,494)	(30)	()	()	(1,039,494)	(395,166)	(14)	()	(644,328)	(16)		
	(1,039,494)	30	()	()	(1,039,494)	395,166	14	()	644,328	16		
法人県民税	(10,755,809)	(61)	()	()	(10,755,809)	(843,900)	(7)	()	(9,911,909)	(54)		
	(10,755,809)	61	()	()	(10,755,809)	843,900	7	()	9,911,909	54		
個人事業税	(6,881,891)	(9)	()	()	(6,881,891)	(620,000)	()	()	(6,261,891)	(9)		
	(6,881,891)	9	()	()	(6,881,891)	620,000	()	()	6,261,891	9		
法人事業税	(49,814,000)	(16)	()	()	(49,814,000)	(1,317,100)	(7)	()	(48,496,900)	(25)		
	(51,780,480)	33	(1,280,700)	(1)	(50,499,780)	1,317,100	7	()	48,496,900	25		
不動産取得税	(8,954,643)	(250)	(408,296)	(8)	(8,546,347)	(1,588,781)	(47)	()	(6,957,566)	(195)		
	(8,954,643)	250	(408,296)	8	(8,546,347)	1,588,781	47	()	6,957,566	195		
自動車税	(77,455,837)	(366)	(408,296)	(8)	(77,077,541)	(4,764,947)	(75)	()	(72,312,594)	(283)		
	(79,452,317)	363	(1,688,996)	9	(77,763,321)	4,764,947	75	()	72,312,594	289		
計	(227,507,651)	()	(739,184)	()	(226,768,467)	(59,082,980)	()	()	(167,685,487)	()		
	(227,507,651)	()	739,184	()	(226,768,467)	59,082,980	()	()	167,685,487	()		
個人県民税	(304,953,488)	()	(1,147,480)	()	(303,806,008)	(63,847,927)	()	()	(239,958,081)	()		
	(306,959,968)	()	2,428,180	()	(304,531,788)	63,847,927	()	()	239,958,081	()		
合計												徴収猶予1件 9,600円
合計												徴収猶予16件 685,780円

②現年分

税目	調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	翌年度繰越		備考
							未収額	件数	
法人県民税	(735,345,400) 735,345,400	(9,097) 9,097	(731,192,800) 731,192,800	(8,916) 8,916	(0) 0	(0) 0	(4,152,600) 4,152,600	(181) 181	
県民税利子割	(3,590,411,100) 3,590,411,100	(4,669) 4,669	(3,585,162,442) 3,585,162,442	(4,573) 4,573	(0) 0	(0) 0	(5,248,658) 5,248,658	(96) 96	
法人事業税	(194,491,800) 194,491,800	(2,719) 2,719	(187,103,600) 187,103,600	(2,585) 2,585	(0) 0	(0) 0	(7,388,200) 7,388,200	(134) 134	
個人事業税	(363,799,360) 363,799,360	(2,165) 2,165	(336,129,260) 336,129,260	(2,050) 2,050	(0) 0	(0) 0	(26,581,660) 26,581,660	(114) 114	徴収猶予(住宅用土地)1,088,440円 ×1件
不動産取得税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
県たばこ税	(86,981,650) 86,981,650	(114) 114	(86,881,850) 86,881,850	(113) 113	(0) 0	(0) 0	(99,800) 99,800	(1) 1	
ゴルフ場利用税	(2,816,900,500) 2,816,900,500	(83,170) 83,170	(2,798,045,180) 2,798,045,180	(82,542) 82,542	(0) 0	(0) 0	(18,855,320) 18,855,320	(628) 628	
自動車税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
縮区税	(2,565,840,749) 3,781,587,747	(699) 904	(2,365,346,182) 3,199,857,674	(654) 803	(0) 0	(0) 0	(200,494,567) 581,730,073	(45) 101	徴収猶予56件 381,235,506円
軽油引取税	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	
産業廃棄物処分税	(10,353,770,559) 11,570,605,997	(102,633) 102,839	(10,089,861,314) 10,925,461,246	(101,433) 101,583	(0) 0	(0) 0	(263,909,245) 645,144,751	(1,199) 1,256	
個人県民税	(6,834,435,851) 6,834,435,851	(4,356,147,120) 4,356,147,120	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2,478,288,731) 2,478,288,731	(0) 0	
合計	(17,188,206,410) 18,405,041,848	(14,446,008,434) 15,281,608,366	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(0) 0	(2,742,197,976) 3,123,433,482	(0) 0	

(2)-1 税外収入未済額(県税関係) (平成29年12月31日現在)

① 過年度分

税目	区分	年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		25年度		円	1	円 1,162	6	円 2,270,611	7	円 2,271,773	
		28年度				5	227,676	5	227,676		
地方法人特別税		25年度			1	938	4	703,289	5	704,227	
		28年度				5	165,724	5	165,724		
合計			0	0	2	2,100	20	3,367,300	22	3,369,400	

② 現年度分

税目	区分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税		2	円 4,890		円	5	円 577,917	7	円 582,807	
地方法人特別税		2	2,910			5	380,383	5	383,293	
合計		4	7,800	0	0	10	958,300	12	966,100	

(2)-2 税外収入未済額(県税関係以外) (平成29年12月31日現在)

① 過年度分

該当なし。

② 現年度分

該当なし。

10 未収金回収促進のための取り組み状況

(1) 県税関係

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>未収金回収促進（滞納額圧縮）のためには、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速やかに財産調査及び財産調査結果の分析に着手し、滞納処分または納税緩和措置を原則とする。 ・必要以上の文書催告・電話催告や臨宅による納税勧奨は行わない。 ・財産調査を基本とした滞納者の生活状況等実態把握に努め、調査結果の分析により分割納付を含めた早期完納のために必要な措置を講じる。 <p>以下の取組みを行っている。</p> <p>1. 早期かつ徹底的な各種調査（データ収集）を実施している。</p> <p>① 財産調査</p> <p>ア 財産の種類：債権（銀行預金、郵便貯金、給料等）、不動産、動産、自動車等</p> <p>イ 調査先：官公庁（県、市町村、税務署、法務局、年金機構等）、臨場（滞納者等）、関係先（取引先、金融機関、担保権者、郵便局等）、探聞（近隣、家族、同業者等）</p> <p>② 納税勧奨</p> <p>ア 文書催告：差押予告、債権調査予告、出頭通知、タイヤロック予告、家宅搜索予告等</p> <p>イ 臨戸・電話：能動的なもの（財産未判明者で文書催告に応じない者他） 受動的なもの（滞納者の要請他）</p> <p>2. 上記1により把握したデータを、定期的（月1回）に実施する所内の徴収方針会議で、各事案毎に分析した上で処理方針を決めている。</p> <p>3. 滞納整理事務を均一化させるため、滞納整理について類型による基本的な処理方針を周知している。</p> <p>① 納付能力が乏しく一括納付が困難な滞納者 → 的確な納税指導を行い、分納誓約書を提出させ履行監視を行う。不履行の場合、その理由を把握し、正当な理由がない場合は滞納処分を執行する。また、地方税法に基づく徴収猶予、換価猶予の措置も講じている。</p> <p>② 納付能力がありながら納税意思の低い大口、常習、悪質滞納者及び納税意思の希薄な少額滞納者 → 徹底的な財産調査を実施し、財産を発見次第、早期に厳正な滞納処分を執行する。</p>	<p>1. 滞納者毎の実態に合わせた滞納整理が推進できた。</p> <p>① 財産調査を早期に進めることにより、納税意識の低い滞納者等に対して迅速に滞納処分をすることができ、滞納件数の圧縮に繋がった。</p> <p>② ア、イの手段を効率的に組み合わせることで、滞納者の状況に応じた処理方針が立てやすく、効果的な滞納整理を推進できた。</p> <p>2. 目標設定や滞納整理の方針が明確化されたことにより早期に適切な処理が図られた。</p> <p>3.</p> <p>① 滞納者の状況把握、資力に合わせた納税進行管理ができた。勤務先等がある場合、分納誓約書に給与等の差押承諾書の添付を必須とすることで、納税に対する意識を変えることができた。不履行の場合、給与等の差押等厳正な対応を行うことで、滞納の圧縮効果を高めた。</p> <p>② 約束不履行者・悪質滞納者を早期に見極め、効果的に滞納処分を進めた。</p>

取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>③納付能力のない滞納者 →表見財産が皆無であり、家宅捜索など徹底した調査を実施してもなお、差押えすべき財産が無いと認められる者に対しては、滞納処分の停止等の徴収緩和措置を講じている。</p> <p>4. その他</p> <p>① 資金の流動時期である6月と12月に重点的に滞納整理に取り組んでいる。</p> <p>② 滞納整理業務をより推進するため、担当者毎にそれぞれ解決すべき課題、達成すべき数値目標を設定している。</p> <p>③ 個人県民税徴収向上対策 ア 個人住民税未済額の圧縮を促進するため、地方税法第48条の規定により市町村から徴収を引き継ぎ、県が主体的に滞納整理に取り組んだ。 イ 個人住民税徴収方針会議（地方税滞納整理機構として実施）を定期的を開催し、滞納事案の徴収方針決定及び進捗管理を実施。</p> <p>④ 徴収スタッフネット研究会を通じ、徴収担当者間の連携と融和を図ることにより、徴収技術等の向上と情報交流の円滑化を図る。</p> <p>⑤ 自動車税固有の取組みについて 給与照会予告を取りやめ、給与照会文書を早期に送付し、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>	<p>③ 破産、生活保護等の生活困窮状況に陥った者に対して、地方税法上の徴収緩和措置を適用し、実態に即した処置を講じることができた。</p> <p>4.</p> <p>① ボーナス時期であるため、積極的に差押等の滞納処分を執行した。</p> <p>② 納期内納税者との公平性が確保され、職員の意識向上を促した。</p> <p>③ ア 徴収専任職員が少なく財産調査が行き渡らない市町村に代わり、徹底的な財産調査を行い、財産を発見次第、滞納処分を実施したことにより滞納額を圧縮し、徴収率の向上に繋がった。 イ 県と同様の徴収方針を基本として滞納整理及び進捗管理を行うことで、市町村職員の取組意識の改革を図った。</p> <p>④ 様々な専門分野から外部講師を招き、研修会を開催することで、職員のモチベーションの維持やスキルアップに寄与した。</p> <p>⑤ 給与照会予告を取りやめ、給与照会文書を早期に送付し、滞納処分を実施することで、滞納件数の早期圧縮を図った。</p>

(2) 税外収入関係

取り組み対象の未収金 〔科目(目・節)〕	債権管理事務 取扱要領の作 成の有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び加算金	有 「税外未収金 (加算金・延 滞金)の確保 対策につい て」(H15.4.3 0付税務課長通 知)	<ul style="list-style-type: none"> ・本税完納時に納付するよう指導 ・過年度税外未収金について本税納付交渉時に言及 ・本税の分納誓約書を提出させる際に延滞金、加算金についても記入 ・延滞金確定後、直ちに納付書送付 ・催告状送付 ・年に二度、文書による一斉催告 ・滞納者は名簿で債権管理 ・滞納整理票により管理 ・所内協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・再三の催告指導による納税意識の向上 ・組織的な滞納整理の執行により情報の共有化が促進され、円滑な滞納整理が実現 ・集中的な納付書送付により、滞納の圧縮効果が確認された。

1.1 不納欠損額調べ

該当なし

11-2 延滞金の処理

税目	区分	未納延滞 金件数	金額	延滞金未納発生状況		欠損処理 件数	欠損処理金額	延滞金収納状況		未納延滞金 件数	金額	備考
				平成29年6月1日から平成29年12月31日	(B)			平成29年12月31日	(C)			
法人県民税		93	1,180,605	35	101,100			22	74,500	106	1,207,205	
個人県民税		0	0	1	2,110			0	0	1	2,110	
法人事業税		35	1,344,399	136	581,408			123	578,846	48	1,346,961	
個人事業税		65	2,554,400	14	54,000			23	226,000	56	2,382,400	
不動産取得税		25	1,312,634	6	545,900			9	182,800	22	1,675,734	
ゴルフ場利用税		88	4,652,064	2	200			0	0	90	4,652,264	
特別地方消費税		1	183,700	0	0			0	0	1	183,700	
自動車税		388	2,375,588	98	183,256			85	188,528	401	2,370,316	
軽油引取税		0	0	1	1,100			1	1,100	0	0	
地方法人特別税		25	763,713	84	307,393			72	277,755	37	793,351	
合計		720	14,367,103	377	1,776,467	0	0	335	1,529,529	762	14,614,041	

1 2 負担金、補助金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金

該当なし

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

① 国補分

該当なし。

② 単県分

(平成 29 年 12 月 31 日現在)

(単位：円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間接	補助対象経費	実施計画承認	着手	額の確定	支出の状況			備考
				実施計画承認	年月日	年月日	概算払	支出	金額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付申請	完了	検査	、 精算払 の別	年月日		
				年月日	年月日	年月日				
				年月日	年月日	年月日				
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県西 部納税貯 蓄組合連 合会		租税教育に資 する活動経費 、県税に関す る広報活動に 要する経費、 県税に関する 研修会講演会 等の開催に要 する経費、連 合会の運営に 関する経費等	-	-	-	概算	29. 5. 31	250, 000	ID 0002 4385
納税貯蓄組合連 合会が県民に対 して行う納税思 想の啓発に資す る取組を促進し、 租税納期内完納 の推進を図る。			(補助率：8/10) 250, 000	29. 4. 1	-	-				
				29. 4. 28	-	-				
単県分計										
表の補足説明										

(3) 交付金

(平成 29 年 12 月 31 日現在)
(単位：円)

予算科目 (目)	予算額令達額	負担金の名称	支出先	負担率	支出年月 日	支出金額	支出の根拠法令等 (規約、要領等を含む)	備考
賦課徴収費								
新規以外のもの						361,003,174		
目計						361,003,174		
合計						361,003,174		

(4) 委託料

(平成 29 年 12 月 31 日現在)
(単位：円)

予算科目 (目)	国補 単 の別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当初契約 契約年月日 契約額	契約 期間	入札等 年月日 (契約保証金 納付年月日) 契約形態	完了 年月日 履行検 査年月 日	支出の状況		備考
								支出 区分	支出 年月日	
税務総務 費	単 県	非常通報 装置保 料	テ ル ウ 日 本 株 本 信 通 協 会 (公財)	(H29.4.1) 54,432	H29.4.1 ~ H30.3.31	(H29.3.24) 免除	H29.6.30 外	精 外	H29.7.21	ID16-0018 0695
上記の外、契 約額が250万 円未満のもの				()		随	H29.7.4 外			0

13 工事請負費調べ

該当なし。

14 財産に関する調べ

(1) 公有財産

該当なし。

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成29年12月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		受 入 額	払 出 額		
郵便切手及び郵便はがき	円 221,624	円 562,142	円 478,169	円 305,597	
合 計	221,624	562,142	478,169	305,597	

イ タクシーチケットの受払状況

該当なし。

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

該当なし。

(2) 物品

該当なし。

16 借受不動産明細調べ

該当なし。

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ

(1) 職員住宅

該当なし。

(2) 職員駐車場

該当なし。

18 寄附物件の受納状況調べ

該当なし。

19 備品の処分状況調べ

該当なし。

20 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

該当なし。

(2) 物品の照合

照合年月日	現物確認できなかった物品	現物が確認できなかった物品名	個 数
平成29年7月12日	・有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>		

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

特になし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

特になし